

高知県と特定非営利活動法人国境なき医師団日本との 大規模災害時の支援に関する協定について

高知県保健政策課

1 「大規模災害時の支援に関する協定」の締結

■締結日 令和6年12月16日

■連携内容

- | |
|--|
| <p>(1) 団体の医師、看護師、調整員等の派遣による被災者への医療、公衆衛生等の分野の活動</p> <p>(2) 傷病者の搬送</p> <p>(3) 前各号に掲げるもののほか、支援に関して高知県と団体が協議した事項</p> |
|--|

2 特定非営利活動法人国境なき医師団日本について

■住所 東京都新宿区馬場下町1-1 FORECAST 早稲田 FIRST 3階

■会長 中嶋 優子 ■事務局長 村田 慎二郎

国境なき医師団は1971年にフランスで設立した、紛争や自然災害、貧困などにより命の危機に瀕する人びとに医療を届ける、民間で非営利の医療・人道援助団体。日本事務局は1992年に発足。日本国内では、援助活動に参加する人材の採用・派遣、人道危機や医療ニーズを伝える証言・広報活動などを行っている。

自然災害など緊急事態の発生時には、必要に応じて自前で車両やヘリコプターを調達した上で48時間以内に人材を現地へ派遣し、調査や援助活動を実施。国内では、阪神淡路大震災や東日本大震災、熊本地震、能登半島地震などに出動している。

3 本協定締結の経緯

国境なき医師団において、危機的状況がより深刻な地域、緊急性が高い地域、援助が届いていない地域への支援を重点化するという方針のもとに、政府が公表した南海トラフ地震の被害想定から、南海トラフ地震発生時に本県が最も支援が必要な県の一つであると判断されたことから、協定締結の打診をいただいたもの。

令和5年11月に国境なき医師団により行われた現地調査を踏まえ、令和6年2月に地震時の対応に係る提案書が提出され、国境なき医師団の活動内容や連携方法について確認を行った。

なお、地方自治体と国境なき医師団との平時からの連携や大規模災害時の支援に関する協定は、高知県が全国で初めてとなる。

4 国境なき医師団による災害支援

いち早くニーズの把握に当たり、緊急援助が必要と判断した時点から可能な限り早く現地に入り活動を展開する。臨時診療所、移動診療チームを立ち上げ、心理ケアも含めた被災地での支援を行うなど、自治体などと連携し、ニーズに応じた活動を実施している。